

日本薬科大学学位規程

(趣 旨)

第 1 条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規程に基づき、日本薬科大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学学則及び大学院学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 薬学科においては、学士（薬学）
- (2) 医療ビジネス薬科学科においては、学士（医療ビジネス薬科学）
- (3) 薬学専攻博士課程においては、博士（薬学）

(学位授与の要件)

第 3 条 前条の学位は、本学学則及び大学院学則の定めるところにより、次のとおりとする。

- 1 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。
- 3 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 第3条2項により博士の学位論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文、申請書、学位論文の要旨、参考文献があるときは当該参考論文を添えて、研究指導教員を通じ研究科長に提出するものとする。

- 2 学位論文の提出部数並びに期限については別に定める。
- 3 学位論文は返還しない。

(論文の審査)

第 5 条 博士の学位論文の審査は、研究科委員会に設置された審査委員会で行い、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

- 2 審査委員会は、審査論文ごとに設置され、研究指導資格を有する教員の中から主査1名、副査2名以上の審査員から成る。論文審査員には本学研究指導教員以外に他大学院又は研究所等の教員等を含むことができるが、少なくとも1名は本学大学院の専任教員とする。

(学位論文審査の評価項目)

第 6 条 博士の学位論文の審査における評価項目は、研究の独創性、新規性、有効性および自立的に研究を立案し遂行する能力とする。

(最終試験)

第 7 条 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により審査委員会がこれを行う。

(学位授与の審議)

第 8 条 研究科委員会は、審査委員会からの報告を基にして、博士の学位を授与するか否かを審議する。

(学位の授与)

第 9 条 学長は、前条の審議結果に基づき、博士の学位授与の可否を決定し、当該結果を申請者に通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第 10 条 本学において博士の学位を授与した場合、学位を授与した日から3か月以内に、その学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 11 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された1年以内にその学位論文を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の取り消し)

第 12 条 本学において学位を授与された者が、不正の方法等により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(登録及び報告)

第 13 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月22日から施行する。